

〔チーム研究1〕子ども虐待に関する研究(8)(主任研究者 高橋重宏)

## 児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究(その2)

— 児童養護施設における子ども同士の権利侵害事例対応指針策定のためのインタビュー調査 —

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏・澁谷昌史・才村 純  
庄司順一  
嘱託研究員 有村大士(日本社会事業大学大学院)  
ルーテル学院大学 加藤 純  
嘱託研究員 山屋春恵(秋草学園短期大学)  
小森 敦(日本社会事業大学大学院)  
厚生労働省児童福祉専門官 梶原 敦

要 約: 本研究は、子ども同士の権利侵害ケースを収集すると同時に、各専門領域からの知見を踏まえ、子ども同士の権利侵害ケースに対応し、社会的養護における権利擁護機能を高めていくためのナショナル・スタンダードの策定を目指すものである。本年度は、いくつかの施設の協力を得てケース収集を行った。その結果、生活場面をともしる同性間での性的な権利侵害事例が少なからずあること、中高校生から小学生への権利侵害事例が多く見られること、児童相談所と児童養護施設間の連携が有効な対応方法であり、かつその促進が課題ともなっていることなどが明らかになった。次年度は、これら結果を踏まえ、さらなるケース収集及び詳細な分析を進め、対応指針の策定を目指すこととした。

見出し語: 児童養護施設、子どもの権利、ケース研究

**Team Research1: A Study of the Conditions on the Protection of the Children's Rights in Children's Home--Part 2: Qualitative Study for Setting a National Standard on Preventing and Taking Measures to Cope with the Abuse amongst Children Living in Children's Home**

Shigehiro Takahashi, Masashi Shibuya, Jun Saimura, Junichi Shoji,  
Taishi Arimura, Jun Kato, Harue Yamaya, Atsushi Komori, Atsushi Kajiwara

**Abstract:** It is well-known that many cases of invasion of children's rights have occurred in children's home. On this issue, the Ministry sets a minimum standard that prohibits child care workers from inflicting corporal punishment, and the related organizations and each home have made out the training curriculum aimed to prevent child abuse in the homes. But recently it is said that a newly problem around children's rights--children harm other children--has occurred. This study team is set up to make out a national standard on preventing and taking measures to cope with the abuse amongst children living in children's home. This FY, for collecting various cases, questionnaires were sent to some children's home to find some characteristics. In the next FY, based on the results, some in-depth interviews will be made and head for making out the standard.

**Key Words:** Children's Home, Children's Rights, Case Study

## I 研究目的

子ども虐待ケースからの保護が実施されるに連れ、その〈保護措置〉先である児童養護施設において子ども同士の深刻な権利侵害が発生しているということが見聞されるようになった。しかし、子どものプライバシー問題やセンセーショナルな反応を呼びやすいというケースの性質上、その実態が公にされることはこれまで差し控えられる傾向にあった。施設内で発生した権利侵害ケースすべてを本庁ないし児童相談所へ報告する義務を課すようにしている自治体もあると聞かすが、実態把握及び対応の標準化に向けての課題は山積している。

本研究は、子ども同士の権利侵害ケースを収集すると同時に、各専門領域からの知見を踏まえ、子ども同士の権利侵害ケースに対応し、社会的養護における権利擁護機能を高めていくためのナショナル・スタンダードの策定を目指すものである。

## II 研究方法

実際のケースに基づき検討を進めるため、ケース収集を行った。方法は、収集するケース数そのものは大量でなくても構わないというケーススタディ法の性質を踏まえ、研究メンバーと親交のある施設から、施設内における子ども同士の権利侵害ケースについてインタビュー調査可能なところを探した。

また、それに加えてできるだけ多様なケース収集を行うため、自治体Aの施設協議会に対して研究メンバーが主旨説明を行い、協議会としての協力を求め、当該協議会に所属する児童養護施設に質問紙「子ども同士の権利侵害対応指針作成のための予備的調査」を郵送により配布・回収した（調査実施期間：平成16年12月21日～平成17年1月末日）。

質問紙調査は、基本的に子ども同士の権利侵害事例の有無、その内容、対応指針を策定する場合に最も必要だと考えられる事項という3項目から構成されるものとした。調査対象期間は、ある一定期間における権利侵害発生率を特定する調査ではないため、とくに設定しなかった。統計的処理をすることを念頭においたものではなく、権利侵害ケース及びそこで適用したノウハウの収集に焦点をあてた調査であるといつてよい。なお、調査票に示した通り、「権利侵害にかかる行為」とは、児童福祉施設最低基準第9条の2「懲戒に係る権限の濫用禁止」規定に該当するような「身体的苦痛、心理的苦痛や人格を辱

める行為」を指すと定義した。

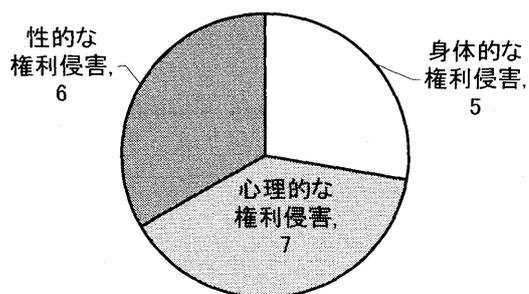
## III 研究結果

### 1. ケースの概要

研究メンバーと親交のある施設からのインタビュー結果は、次年度研究の成果に組み込み報告する。ここでは、「子ども同士の権利侵害対応指針作成のための予備的調査」についてのみ、結果を記述する。

当該調査票の回収数は23であった（回答施設数や回収率の明示は、協力自治体の特定を招くおそれがあるため、また回収率そのものに意味のある調査ではないため、本研究ではあえて記述しない。なお、1施設から複数ケースの提供があった場合も、この23票の中に含めている）。この23票のうち、「権利侵害事例があった」という回答が18票あり、そのいずれにおいてもケースに関する記述があった。したがって、収集ケース数は18である。また、権利侵害の種類別には、図1の通りであった。

図1 権利侵害の種類別ケース数



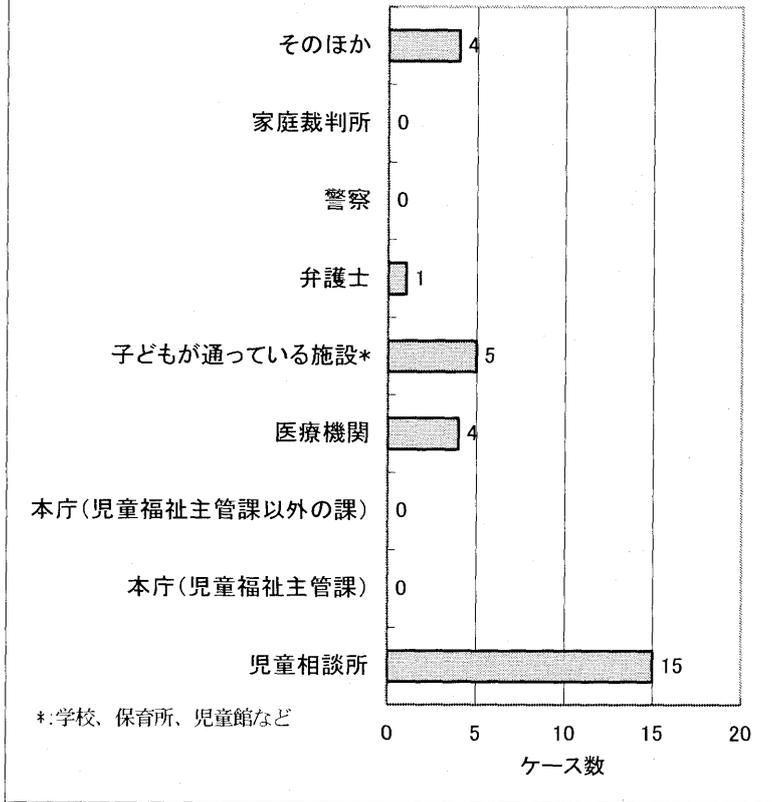
対応においては、多機関による対応がなされているわけではない。対応に関与した機関数として最も多かったものは、4機関（2ケース）であった。最も多いパターンは、施設と児童相談所のみでの連携による対応であり、18ケース中15ケースがこれに該当している（図2）。

以下、ケースの種類別に結果を記述した上で、全体的な傾向について把握する。

#### 1-1. 身体的な権利侵害

5ケースのうち、2ケースは同年齢の子ども間で発生したもの、3ケースは年長児からの権利侵害であった。また、1ケースについては、加害者側が複数であった。

図2 対応機関別事例数



結果の重大性については、2ケースが病院受診につながっている（ただし、いずれも救急ケースというわけではない）。

発生要因としては、加害者側の要因として、「対人関係形成能力の低さ」にカテゴライズされるものが3ケースあった（暴力的傾向、自己中心的傾向、力関係に差がある者としか付き合えないなど）。この背景として生育歴的な要因があると分析しているものは、記述されている範囲の中では見られなかった。また、環境的要因として「縦割りの居室」「職員の見回り回数の不足」「他児からの報告の欠如」があげられている。

対応としては、基本的に、1ケースを除いて、加害者と被害者の生活の場を分離（あるいは接触しないよう指導）し、加害者側に対して課題を与え、反省を促すことが行われている。2ケースについては、措置変更を行ったと明記されていた。また、初期対応において、児童相談所への連絡がなされるということも比較的共通している。

そのほか、保護者を交えての話し合いが行われたという記述をしているものが3ケースあった。いずれも初期に対応が行われている。そして、この場合、被害者側で告訴が検討されたと記述しているもの、あるいは精神的

に不安定な保護者から家庭引取が要求されたとしているものなど、保護者対応にも慎重さが求められるケースが実際に発生していることがわかった。

### 1-2. 心理的な権利侵害

心理的な権利侵害ケースの中には、さまざまなものが含まれている。

1ケースについては、性的な接触には至っていないものの、就寝時間に女子の居室に黙って入り、女子に対して性的なことばかけを行っているというものであった。1ケースについては、性的虐待被害により施設入所に至った子どもによる対人関係の不安定さ及び不定愁訴が周囲に影響を及ぼしたものである。性的虐待被害により入所している子どもが加害者となった別のケースでは、虐待の影響かどうかは明確に記述されていないが、他者の気を引くことにエネルギーを費やすような自己中心的な言動が見られるという記述がなされている。ほかに、責任感が強い一方、ほかの子どもへのことばかけが暴言となってしまうというケースもあった。これは、心理的虐待という生育歴に強く影響を受けていると判断されているケースである。また、窃盗や放火などの精神・行動上の問題が、学校や施設

での集団生活のストレスなどを背景として、加害者側の子どもに見られる場合も報告されている。

このように見ると、心理的虐待といっても、ほかの子どもへの暴力を伴うこともあるし、ときには性的な言動による心理的圧迫という形態をとっているものもあることがわかる。またさまざまな理由により、精神・行動上の問題を抱えている子どもたちが、結果的に集団の中で影響力を持つてしまうと思われるものが多く含まれていると考えられる。

対応も幅広く、施錠や見回り強化などの危機管理体制強化から、別棟での徹底した個別的対応、ボランティア活動を通しての自尊心回復、周囲への影響は重篤でないものについては、職員との話し合いや自室謹慎などが行われている。

### 1-3. 性的な権利侵害

加害者側の子どもは、多くが中学生以上であった。逆に被害を受ける側を見ると小学生が増え、年長者から年少者への形態が多いことがわかる。また、一般的性的虐待ケースと異なり、性的な権利侵害ケースでは、同性間で発生している場合も3ケースで見られた。被害を受け

た子どもの数が複数に及ぶものもあった（2ケース）。

対応では、1ケースを除いて、権利侵害発生初期段階から児童相談所と連携を始めている。児童相談所と施設間で役割分担をし、事実確認に加えて、心理的側面からの診断やセラピーを行っている。なお、措置変更に至ったものは2ケース、保護者対応を行ったことが明記されているのは2ケースであった。

発生要因については、記述されている範囲で見るとは、必ずしも明確ではない。性情報の氾濫及び性教育のさらなる強化の必要性を指摘するものもあれば、アスペルガーの疑いといった発達障害の問題がベースにあったことを示唆するものもあった。思春期に現れる性衝動と親密性の混同が示唆されているが、性的虐待の被害経験が影響しているという記述はなく、生育歴的なものがどこまで関与しているのかは本調査結果だけではよくわからない。

対応については、セラピーの実施以外には、宿直人数の増加等夜間体制の強化、施設、男女の空間を仕切るといった記述があった。

#### 1-4. 種別横断的な傾向

以上に見てきたように、権利侵害が、本調査で記述されている範囲では、また関係性が明確でないものを除いて考えれば、力を持っていると思われる子ども（とくに中学生以上）からそうではない子ども（加害者側の年齢に比して小学生が増える）に対するものが多いことがうかがわれる（表1、3、4）。このパワー関係は、権利侵害が起きる基本的背景として考えられる。ただし、一般的に身体的力のある男子から女子へという構図は、性的な権利侵害を含めて必ずしも適用されず、むしろ一緒に生活をしている同性間での発生が多くなる傾向にある（表2）。

また、対応において、児童相談所との役割分担が必要とされるが（実際に関係機関との連携・協力は、「有効な対応」と回答されることが多い：表5）、具体的に使用されるアプローチを見ると、心理治療的なものよりも、施設職員による反省的話し合いや生活場面構成を変えること（個室対応、個別対応の充実、新たな活動の導入など）が主要なものとして行われている。ただし、措置変更に至るケースはごく一部であり、多くは施設と児童相談所の職員が連携して、施設内援助にエネルギーを費やしているといえる。措置変更までに時間がかかる場合もあると指摘しているものもあり、かなり重篤なケースにも危機介入を含めた一定の援助を施設内で提供していかなければならないことがうかがわれる。こうした施設内援助においては、加害者側の子どもをほかの子どもの生活場

表1 加害者と被害者の関係（年齢別） (ケース)

年長者→年少者（1名→1名）	4
年長者→年少者（1名→複数名）	2
同学年（1名→1名）	2
同学年（複数名→1名）	1
同学年（1名→複数名）	1
年少者→年長者（1名→1名）	2
不明	6
合計	18

表2 加害者と被害者の関係（性別） (ケース)

男子→男子	7
男子→女子	4
女子→女子	2
女子→男子	1
不明	4
合計	18

表3 加害者側の子どもの年齢 (人)

高校生	3
中学生	10
小学生	3
就学前	1
不明	2
合計	19

表4 被害者側の子どもの年齢 (人)

高校生	1
中学生	8
小学生	9
就学前	1
不明	4
合計	23

面とわけ、個別面接等の援助につなげていくことが、「有効な対応」として認識される傾向がうかがわれる（表5）。

発生要因として、研究チームとしては、生育歴上の要因や、(いじめ等が過去に発生した施設に関しては)暴力の連鎖を示唆する要因が大きいのではないかと考えていたが、本調査に対する回答では、必ずしもそのことは明記されていなかった。ただ、発達障害や精神・行動上の問題など、心理内界への洞察が求められるケースが少なからずあることは、比較的共通していることと考えられる。

表5 「有効な対応」一覧

施設外資源の活用	機関間の連携・協力	5
	児相の通所指導	1
	早急な一時保護	1
	保護者を交えた対応	1
施設内環境の変化	男女の空間仕切る、生活の場の分離	5
	宿直者の増員	1
	安心感の保障	1
	施錠の強化	1
援助プログラムに類するものの導入	施設内全体での取り組み、役割分担	3
	(信頼関係のある)職員との個別面接	3
	謹慎処分、作文指導	2
	セラピー(施設内)	1
	ボランティア活動の導入	1
	生活場面での細やかな注意	1
	アルバイトと生活保護受給による自立支援	1
時間枠組みに関するもの	初期対応の早さ	1
	被害者側からの早急な訴え	1

保護者への対応については、本調査結果からは、共通課題として特定することはできなかった。ただし、先述したように、身体的な権利侵害では、保護者への対応も非常に大きな構成要素になっていることが具体的に示されていた。ほかの種類では保護者対応の困難性について明記されていなかったが、当然、保護者との連携ないし保護者への対応に関するノウハウは、どの場合であっても備えているべきものであると想定できる。

最後に、「課題、苦慮事項」としてあげられたものについてであるが、大きくわけて、4つに類型化される(表6)。第一に、施設内で援助を提供する文脈に関連する問題、またそこに含めてもよいと思われるが、周囲の子どもたちへの対応も同時的に進めなければならないこと、第二に職員のあり方が必須要件となること、第三に直面している問題そのものへの対応方法が確立されていないこと、そして、第四の要因として、児相を中心とした施設外資源との連携の困難性があげられている。

## 2. 対応指針策定にあたって盛り込むべき内容

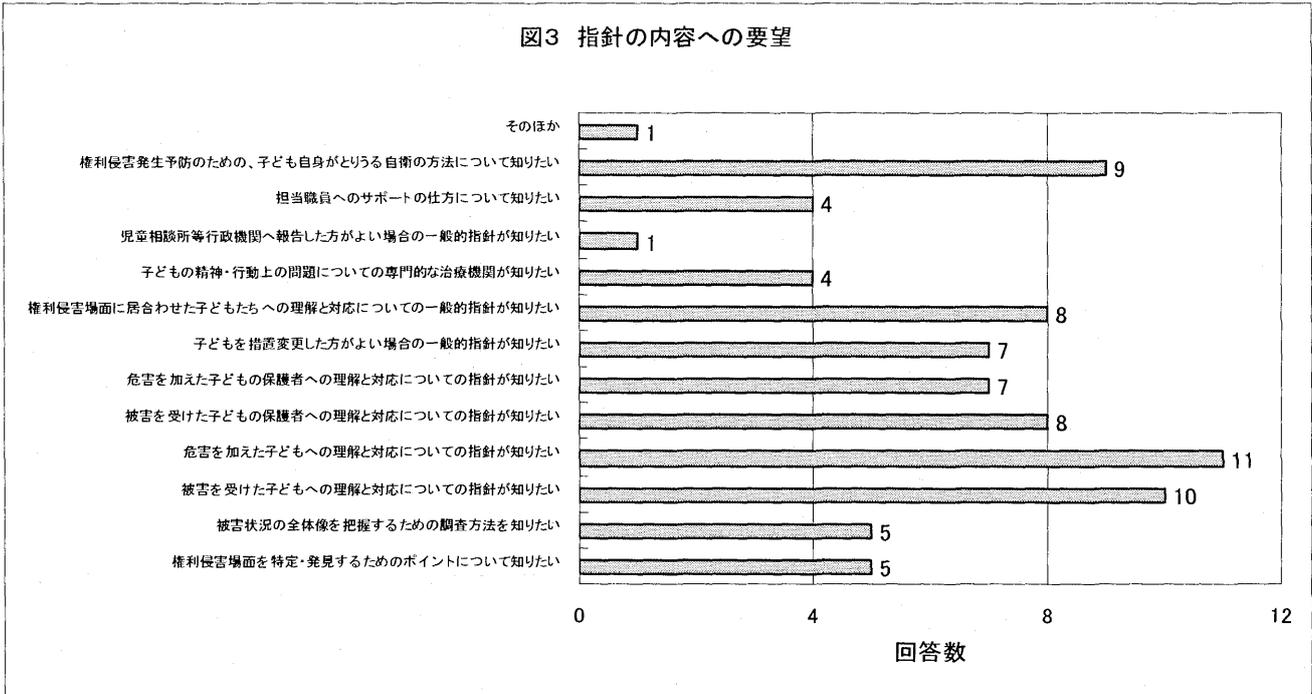
最後に、対応指針を策定する場合に、施設側がどのようなものを主に盛り込むべきと考えているかについての調査結果である(図3)。「権利侵害事例はなかった」という施設からも、本設問に対しては回答を求めたため、N=22である。本設問で用意した選択肢はいずれも対応指針策定の際には重要であると考えられるが、「とくに必

表6 「課題、苦慮事項」一覧

施設内で援助を提供する文脈に関連する困難性	加害者側の子どもと被害者側の子どもを同一施設内でケアすること(職員にも苦痛)。精神的に不安定な子どもをほかの子ども(被害者となる)と同居させることの難しさ。	3
	個別対応に時間がとられ、ほかの子どもへのケアが手薄になること(職員の手が足りない)。	2
	子どもが加害者と被害者にわかれ、職員が法的手段を使いにくい現状がある。	1
	子どものプライバシーを尊重しながら、行動の把握をしなければならないこと。	1
	集団生活の中でストレスを感じている子どもに対する場の保障。	1
	幼少時から共同生活している男女に対する交流制限の難しさ。	1
	対応上の困難性	ほかの子どもに対して、精神的に不安定な子どもについての理解をどのように進めていくか。
周囲の子どもへの	措置変更に関して、ほかの子どもたちへの説明をどのようにすればよいか。	1
	加害者側の子どものきょうだいと同じ施設におり、その子どもへの対応も難しい。	1
	職員のあり方	子どもの異変にアンテナを張っておくこと。
問題の困難性	職員同士の連携が重要であり、課題でもある。	1
	子どもたちの生活を振り返り、日々実践すること。	1
	生活上でのリスクマネジメントを行うこと。	1
	コミュニケーション能力の低い幼児に対して、ことばで伝えていく力を職員が養うこと。	1
	問題行動が対応後も再発すること。	1
	思春期の性的問題。	1
※	性教育の必要性。	1
	同性愛の場合はどうすればよいか。	1
	本人たちに考えさせることが重要(あるいは、指導が入りにくいことについて)。	1
	発達上の問題がある子どもの対人関係上の問題。	1
	保護者対応のあり方。	1
施設外資源の問題	被害者側親族から告訴された場合の対応。	1
	児相の担当職員の異動・退職による継続的援助の中断。引継の悪さ。	2
	措置変更が決定してから実際に変更されるまで時間がかかりすぎる。一時保護所が一杯。	2
	当時の児相の人権意識の低さ。	1
自立支援のための資源不足。	1	

※：保護者対応

図3 指針の内容への要望



要であるもの4つ」という指示により回答を求めたことにより、施設側の要望の強いものが把握できたと考える。結果を見ると、やはり直接的にサービスを提供する子どものケアに関する知見、その次に保護者への対応指針を求めていることがわかる。

#### IV 考察一次年度に向けて

研究メンバーによる集中討議の結果、以下の諸点について、対応指針策定及びそのためのインタビュー調査における留意事項として特定された。

- ・ 権利侵害事例対応プロセスにおいて、児童相談所の果たす役割も考慮すべきである。また、件数は少ないが、本庁（場合によっては国）への報告のあり方も考慮し、子どもの権利侵害という事態に対して行政が果たす役割を明確にすることも必要である。
- ・ ケースによっては、被害を受けた子どもの家族からの訴訟も考えられるし、性的な権利侵害では専門的治療なども必要となるであろう。したがって、弁護士や医療機関等の社会資源の活用も検討し、子どもの権利侵害に対する最適な対応を念頭において構成を考えるべきである。
- ・ 施設内で暴力の連鎖などが起きていることも実際には耳にすることもあり、本調査結果だけを根拠とせず、施設で起きている諸現象をも対応指針策定にあ

たって踏まえていくべきである。

- ・ 性的な権利侵害が発生した場合、男女分離などの緊急対応がなされることがあるが、これが子どもにとって最善のケアであるのか考える必要がある。
- ・ 居室の施錠が行われる場合があることも明らかになったが、居室の施錠は児童養護施設においては認められていない。それが必要になるほどの異常事態とはどのような状況なのか（判断基準）、また施錠するための条件についても明確にしながら、施錠の可否を含めた一定の指針を出しておく必要がある。
- ・ 調査結果を公表するにあたり、「性教育などはやらないようにしましょう」という後向きな反応も出てきかねないので、あくまでも子どもにとって必要なケアとは何かという観点を貫いておくべきである。
- ・ 理想的には、こうした事件を「隠すべきもの」としないような啓発や、権利擁護のための仕組みの提言も含まなければならないのではないかと。
- ・ 施設職員が使いやすい対応指針策定を基本とするにしても、施設のハード面（大舎/小舎/グループホーム、施設規模、建物の構造、職員数、勤務形態等）が影響していると思われるのであれば、それも明記し、長期的な施設改革の指針ともすべきではないかと。
- ・ インタビューにおいては、発生しやすい時期や場所、職員のローテーションのあり方、あるいは財政面での負担や保険の適用状況など、細かい点にも踏み込

んでいくべきだろう。

**謝辞：**本研究は、自治体A、自治体Aの施設協議会、及び当該協議会所属児童養護施設のみなさまのご協力で実施することができました。お忙しいところ、調査にご協力いただきましたこと、この場を借りて心から感謝申し上げます。

なお、本チーム研究は、標記メンバーのほかに、以下のメンバーによって構成されている。（50音順）

伊藤 嘉余子（福島学院大学・日本社会事業大学大学院）

大竹 智（立正大学）

小笠原 彩子（齋藤・小笠原法律事務所）

奥山 眞紀子（国立成育医療センター）

加賀美 尤祥（日本社会事業大学）

影山 秀人（横浜みらい法律事務所）

加藤 芳明（神奈川県中央児童相談所）

栗原 拓也（日本社会事業大学大学院）

鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

田中 哲（東京都立梅が丘病院）

中谷 茂一（聖学院大学）

福島 一雄（共生会希望の家）

藤原 雄三（神奈川県総合療育相談センター）

森 望（立正大学）

日本子ども家庭総合研究所「子ども虐待に関する研究 VIII」

## 子ども同士の権利侵害対応指針作成のための予備的調査

この度は業務ご多忙のところ「子ども同士の権利侵害対応指針作成のための予備的調査」にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

昨今、いじめや虐待などを体験したことにより被害感情を強く抱える子どもたちが増える一方、社会全体で人間関係が希薄になりがち傾向が指摘されております。学校や保育所等においても、子ども集団の中で、対人関係上のトラブルが発生し、対応に苦慮する事例が報告されております。こうした中、社会的養護の領域で培われてきたノウハウに基づき、具体的で実行可能な問題解決の指針を示すことは、広く子どもたちの権利を擁護するという観点からも大きな意義のあるものだと考えます。

本調査は、トラブルが発生した場合に、どのようにその事態を解決に導き、子どもたちに安全で安心できる生活環境を提供することが可能になるのかをお教えいただきたく、実施するものです。ご提供いただいた事例、施設名、都道府県名を公表することはございません。本調査の主旨をご理解いただき、下記の「ご記入にあたっての注意」をよくお読みいただいた上で、ご回答いただければ幸いです。

なお、本調査は、貴施設が所属されている施設部会（11月部会）の承諾を得て、実施しておりますことを申し添えます。

### <ご記入にあたっての注意>

1. 回答はそれぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をおつけください。
2. 自由記述の部分は、お手数ですが、できるだけ具体的にお書きください。
3. お忙しいところ恐縮ですが、ご返送は1月31日（月）までに、同封の封筒にてお願いいたします。
4. 本調査に関するお問い合わせ、ご質問は下記までお願いいたします。ただし、回答は後日 FAX になることがありますので御了承ください。

日本子ども家庭総合研究所 才村（サイムラ） / 澁谷（シブヤ） / 有村（アムラ）  
TEL 03-3473-8341 / FAX 03-3473-8408  
E-Mail shibuya@aiiku.or.jp  
〒106-8554 東京都港区南麻布 5-6-8

貴施設名

お名前

※ より確かな指針を作成するために、本調査結果を踏まえ、ご回答いただいたいくつかの施設に、ヒアリング調査の協力依頼をさせていただきます。よろしくお取り計らいいただけますよう、お願い申し上げます。

**設問1** これまでに、貴施設において、入所している子どもたちの人間関係の中で、権利侵害事例が発生したことがありますか。

※ 本調査において、「権利侵害にかかる行為」とは、児童福祉施設最低基準第9条の2「懲戒に係る権限の濫用禁止」規定に該当するような「身体的苦痛、心理的苦痛や人格を辱める行為」を指します。

例. 殴る蹴るなどの暴行、過度の心理的圧迫（脅迫や無視など）、周囲への影響が大きい精神行動上の問題（リストカットや暴れまわるほどのパニック状態など）、どちらか一方が望まない性交渉・性的接触

- 1 権利侵害事例があった
- 2 権利侵害事例はなかった（設問3へ）

**設問2** 前設問で「1 権利侵害事例があった」にご回答いただいた方におうかがいします。その内容と対応について、お教えてください。

※ 2事例以上ご提供いただけます場合には、お手数ですが、本頁及び次頁をコピーの上、ご回答ください。また、ワープロ等で作成したものを添付いただいても結構です。

以下の事例は、

（あてはまるもの、いずれか一つに○をお付けください）

- 1 まだ対応方針を決めるには至っていないものの、対応を開始している事例である
- 2 一定の対応方針を立てて、継続して対応している事例である
- 3 すでに解決ないしそれに準ずるような状況まで、落ち着いた事例である

【権利侵害の内容（最もあてはまるもの、いずれか一つに○をお付けください）】

- 1 子ども同士での身体的な権利侵害が主たる内容であるもの
- 2 子ども同士での心理的な権利侵害が主たる内容であるもの
- 3 子ども同士の性的な権利侵害が主たる内容であるもの
- 4 そのほか

【権利侵害の内容について、具体的にお教えてください】

○ いつ

○ どういう子どもが

○ どのようなことを等

【対応に関与した（している）機関等（あてはまるものすべてに○をお付けください）】

- 1 児童相談所      2 本庁（児童福祉主管課）      3 本庁（児童福祉主管課以外の課）  
4 医療機関      5 子どもが通っている施設（学校・保育所・児童館など）  
6 弁護士      7 警察      8 家庭裁判所  
9 そのほか（具体的にご記入ください：      )

【対応について、具体的にお教えてください】

○ 初期の対応

○ その後の経過

○ 当該事例が発生した要因として考えられるもの（アセスメント結果）

○ とくに問題解決に有効であったと思われる対応

○ 課題として感じた（ている）こと、対応に苦慮した（ている）こと

○ そのほか

設問3 施設内において子ども同士の権利侵害が発生したときに、どのような指針が必要になるとお考えですか。とくに必要であると思われるもの4つを、以下の選択肢からお選びください。

( ) ( ) ( ) ( )

- 1 権利侵害場面を発見・特定するためのポイントが知りたい
- 2 被害状況の全体像を把握するための調査方法を知りたい
- 3 被害を受けた子どもへの理解と対応についての指針が知りたい
- 4 危害を加えた子どもへの理解と対応についての指針が知りたい
- 5 被害を受けた子どもの保護者への理解と対応についての指針が知りたい
- 6 危害を加えた子どもの保護者への理解と対応についての指針が知りたい
- 7 子どもを措置変更した方がよい場合の一般的指針が知りたい
- 8 権利侵害場面に居合わせた子どもたちへの理解と対応についての指針が知りたい
- 9 子どもの精神・行動上の問題についての専門的な治療機関が知りたい
- 10 児童相談所等行政機関へ報告した方がよい場合の一般的指針が知りたい
- 11 担当職員へのサポートの仕方についての指針が知りたい
- 12 権利侵害発生予防のための、子ども自身がとりうる自衛の方法について知りたい
- 13 そのほか（具体的にお教えください：

)

本調査は、貴施設で培われてきたノウハウをお教えいただくために、実施しているものです。そのため、場合により、後日、ご回答いただいた内容について、さらに詳しいヒアリング調査をさせていただくこともあろうかと思いますが、その節には何卒よろしくお願い申し上げます。

ヒアリング調査では、本調査でご回答いただいた内容に加えて、以下のようなことをおうかがいする予定です。

○ 見立て（アセスメント）で留意すべき事項

- ・ 子どもの生活歴（問題状況及び対応を理解するために必要な範囲で）
- ・ 権利侵害発生場面（発見と初期対応に関するポイント）
- ・ そのほか権利侵害発生を理解するために用いた情報（施設内外で重点的に意見交換をしたこと）

○ 対応で留意すべき事項

- ・ 子どもの理解と対応（被害を受けた子ども、危害を加えた子ども、子ども集団全体などに対するもの）
- ・ 担当職員へのサポート
- ・ 施設内外での役割分担
- ・ そのほか事態改善のポイントと思われること（施設内外で重点的に意見交換をしたこと）
- ・ 対応に苦慮した（している）点や課題として感じた（ている）こと
- ・ リスクマネジメントに関するマニュアル等の整備及び運用状況

なお、調査員は、施設勤務経験者を含めた2-3名になります。お教えいただいた内容については決して外部に漏れないようにいたします。

—— ご協力いただき、誠にありがとうございました ——